

鳥取県告示第79号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画事業上井羽合線沿道土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成24年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治